

**青梅市市税条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

平成 2 9 年度までとされている都市計画税の税率に関する特例措置について、現行の税率を維持した上で、その適用期間を延長したいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市市税条例の一部を改正する条例**

青梅市市税条例（平成 1 0 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 0 条第 1 項中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の付則第 3 0 条第 1 項の規定は、平成 3 0 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 9 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

青梅市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市市税条例（平成10年条例第34号）

改正後	現行	備考
<p>付 則 (都市計画税の特例) 第30条 平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税に限り、第173条の規定の適用については、同条中「100分の0.3」とあるのは「100分の0.25」とする。 2～17 略</p>	<p>付 則 (都市計画税の特例) 第30条 平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税に限り、第173条の規定の適用については、同条中「100分の0.3」とあるのは「100分の0.25」とする。 2～17 略</p>	
<p>付 則 (施行期日) 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の付則第30条第1項の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p>		